新居浜市創業支援補助金

よくあるご質問

制度全般について

Ｑ１　この補助金の創業の定義とはなんですか。

この補助金において、「創業」とは、事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立して事業を開始することをいいます。

　【次の場合は、この補助金の創業に該当しません】

　　・開業歴のある方による創業

　　・中小企業基本法に規定する会社に該当しないもの（社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等）の創業

　　・個人による事業の法人化、法人変更等

Ｑ２　この補助金の「創業に係る融資」とはどのような融資ですか。

市内に事業所を有する金融機関等が、新たに事業を始める方を対象に提供している商品で、事業全般に必要な設備資金および運転資金の融資です。個人向けの融資（マイカーローン、リフォームローンなど）は、「創業に係る融資」には該当いたしません。

申請書類について

Ｑ３　補助金の申請書類はいつまでに提出すればいいか。

　創業の日から起算して１８０日以内であれば、申請できます。

（令和４年４月１日から令和５年３月３１日までに創業した人は、１年以内）

ただし、税務署に個人事業の開業届出書及び法人設立届出書を提出していても、事業実態がなければ、申請はできません。（例：店舗をオープンしていない、試用中で事業を開始していない等）

Ｑ４　対象金融機関から創業に係る融資を受けたことを証する書類とはどのようなものを用意すればよいか。

　金銭消費貸借証書（借用証書）と返済額一覧表の写しをご用意ください。

Ｑ５　市内で創業したことを証する書類とはどのようなものを用意すればよいか。

　税務署に提出した書類で、個人事業主の場合は「個人事業の開業届出書」、法人の場合は、「法人設立届出書」の写しをご用意ください。

補助対象経費について

Ｑ６　どのようなものが補助対象経費となりますか。

　補助対象経費は、創業の日の１８０日前の日から創業の日の１８０日後の日までに支払った額となります。（ただし、令和４年４月１日から令和５年３月３１日の間に創業した補助対象者について、事業所等及び住居の家賃は、創業の日の属する月から起算して１２月を経過する月までに支払った額を補助対象経費とします。）経費については、別紙の「例　対象経費・対象外経費」一覧を参考にしてください。

Ｑ７　補助対象経費について、クレジットカードで購入したものも対象としてよいか。

　原則として、現金払いや振込による支払いをしてください。

　やむを得ず、クレジットカードを利用する場合は、補助対象期間内に引き落とし、支払の完了が確認できる場合のみ可とします。補助金申請時には、クレジットカードの利用明細の写しと決済口座の通帳の該当部分のコピーを併せて提出してください。（リボ払い・分割払い等で期間内に支払い終わらないものは対象外となります。）

Ｑ８　申請者以外のクレジットカードで購入した分に関しても対象としてよいか。

　不可です。事業主本人名義のカードで購入してください。

　また、法人が申請する場合で、法人設立後に購入する場合は、法人名義のカードをご利用ください。

Ｑ９　購入時にポイントを利用して購入した物品、備品等も対象としてよいか。

　ポイント等を支払いに利用した場合、利用分を差し引いた実質の支払分のみを補助対象経費とします。商品券や金券も同様の取り扱いとします。

Ｑ１０　物品、備品等の購入時に付与されたポイントは、対象としてよいか。

　ポイントカードを使用し、ポイント付与を受けた場合、ポイント分を差し引いた実質支払い分のみを補助対象経費とします。

Ｑ１１　ネットで購入して領収書を出してもらえない場合、支払完了メール等の写しを領収書としてよいか。

　補助対象期間内に支払いが完了したと確認できるものであれば可としますが、提出された書類によっては、聞き取りによる確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

Ｑ１２　領収書に但し書きの記載があるので、領収書の写しがあれば、経費算出根拠となる書類と経費の支払いが確認できる書類を揃えたことになりますか。

　但し書きでは明細として不十分ですので、経費算出根拠となる書類として認められません。レシートや見積書等の明細がわかるものをご用意ください。

Ｑ１３　消費税相当額は、補助対象経費に含まれますか。

　消費税相当額は、補助対象外となります。

その他

Ｑ１４　開業の準備が遅れ、税務署に届け出た開業日と、実際の開業日が違います。この場合、この補助金でいう創業の日を、実際の開業日で判断してもらえますか。

　創業の日は、個人事業主の場合「個人事業の開業届出書」、法人の場合「法人設立届出書」にて確認します。実際の開業日が違う場合は、税務署にご相談ください。